

## 羽曳野市電子入札心得（申請入札同時方式）

### （趣旨）

第1条 この心得は、羽曳野市が羽曳野市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う一般競争入札及び公募型指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定めるものとする。

### （法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、羽曳野市財務規則（平成5年羽曳野市規則第24号。以下「規則」という。）その他の関係法令、羽曳野市制限付一般競争入札実施要領、羽曳野市公募型指名競争入札要綱（電子入札）及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、羽曳野市の指示に従い、円滑な入札に協力し、公正な入札を妨げ、又は他の入札参加者の入札を妨害してはならない。

### （公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### （システムの利用等）

第4条 システムを利用できる者は、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程（平成15年羽曳野市訓令第15号）第7条に規定する有資格業者名簿に登載されている者（その者が個人の場合にあつては本人をいい、その者が法人の場合にあつては当該法人の代表者をいう。以下「代表者」という。）又は代表者から入札参加資格申請並びに入札権限及び見積権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 代表者及び受任者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省、法務省、経済産業省令第 2 号）に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、羽曳野市に ICカードの登録（利用者登録）を完了しておかなければならない。

（入札保証金等）

第 5 条 入札保証金は規則第 118 条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは違約金として入札書記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 3 に相当する額を羽曳野市に支払わなければならない。

（入札等）

第 6 条 入札参加者は、入札に際し、当該入札に係る図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札に係る公告等（一般競争入札の場合にあっては施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告をいい、公募型指名競争入札等の場合にあっては羽曳野市が別に定める要綱等に基づく告示をいう。以下同じ。）において定められた期間内に、入札参加資格に関する書面（競争入札参加資格確認申請書又は実績調書等の技術資料）を入札書と同時にシステムにより提出しなければならない。

3 入札書の記載金額については、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じて得た金額を記載するものとする。

4 入札参加者は、入札参加資格を確認するための書類及び入札に際して当該入札金額の根拠となる入札金額内訳書（入札金額内訳書の提出を求めた場合）を提出しなければならない。

5 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（入札参加資格の審査）

第 7 条 前条第 2 項による競争入札参加資格確認申請書等の提出があったときは、入札参加資格の有無について開札前に行う入札参加資格の事前審査を行う。入札参加資格の事前審査については、申請者が入力した情報を対象に、システムによる自動審査及び画面目視により審査するものとする。審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合は、一般競争入札については入札参加資格確認通知を、公募型指名競争入札については指名通知をシステムにより行い、入札参加資格要件を満たしていない場合は、

一般競争入札については入札参加資格がない旨を記載した入札参加資格確認通知を、公募型指名競争入札については非指名通知をシステムによりを行う。開札後に入札参加資格の審査を行うこととする項目にあつては開札後所定の期日までに必要書類の提出を求め、事後審査を行う。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札方式の変更及び入札の中止等)

第9条 羽曳野市がやむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認めた場合は、紙による入札に変更することがある。この場合においては、本心得は適用せず、別に定める入札心得に基づき入札を行う。

2 入札参加者が第2条及び第3条の規定に抵触したおそれがあるとき等、羽曳野市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。

3 前項の規定により羽曳野市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止とすることがある。

(開札)

第10条 開札は、羽曳野市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(入札書の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、その入札書を無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに提出しない入札

(3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札

(4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札

(5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (10) 同一の入札について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (13) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (14) 入札に際して必要書類の提出をしない者のした入札
- (15) 入札金額内訳書（入札金額内訳書の提出を求めた場合）に記載された額と入札金額が異なる価格で行った入札、又は入札金額内訳書に必要な項目を記載せずに行った入札
- (16) 入札参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者が行った入札
- (17) 配置予定技術者の確認に必要な書類の原本照合等ができない者のした入札
- (18) 虚偽の申請を行った者が行った入札
- (19) 事前審査において入札参加資格を有すると認められた者であっても、落札の決定までの間において、入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札
- (20) システム以外の方法により行われた入札
- (21) 前各号に掲げるもののほか、羽曳野市が指示した条件に違反して入札した者の入札

2 予定価格及び最低制限価格を当該入札の執行以前に公表した場合において、当該予定価格を超えてした入札及び最低制限価格をもうけた場合において、当該最低制限価格に達しない入札は、無効とする。

(落札候補者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第13条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、第7条に規定する入札参加資格の事後審査を行うものとする。

2 前項に規定する審査の結果、入札参加資格を有すると認められた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格がないと認められる場合は、当該落札候補者による入札は無効とし、次順位の落札候補者について入札参加資格の審査を行うものとする。この場合において、次順位の落札候補者も入札参加資格がないと認められるときも、同様とする。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約書案の提出と同時に公告等において定める契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、羽曳野市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは当該履行保証保険に係る保険証券を、公共工事履行保証証券による保証を付したときは当該保証証券を契約担当課に提出しなければならない。

3 第1項本文の規定により羽曳野市が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券の担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(契約書の提出)

第15条 契約書を作成する場合には、落札者は交付された契約書案に記名押印し、羽曳野市が指定した日時までに契約担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する日時までに契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第16条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽曳野市条例第261号）に規定する契約については、議会の議決の経た日から本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

2 入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、羽曳野市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けた場合

(2) 建設業法第 29 条の規定による取消処分を受けた場合

(3) 契約締結予定日において有効な経営事項審査の結果通知書の写しを提出できない場合

(4) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合

(5) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名留保の措置を受けた場合

(6) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、羽曳野市は、その責めを負わないものとする。

（異議の申立）

第 17 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。